

(平成24年7月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（38 万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 38 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
A 社における申立期間中の標準報酬月額が実際よりも低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、38 万円として記録されていた申立人の A 社における標準報酬月額が、平成 9 年 2 月 7 日付けで、資格取得時（平成 7 年 9 月 1 日）に遡及して 9 万 2,000 円に訂正する処理が行われていることが確認できる上、同社における他の厚生年金保険被保険者においても、その全員について、同日付けで遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、申立人が所持する給料支払明細書から確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正後のオンライン記録を大幅に上回る。

このことについて、申立期間当時の社会保険事務担当者は、申立てに係る事業所には社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所の職員から、遡って標準報酬月額を引き下げることが提案され、実態とは異なる標準報酬月額の引下げを行った旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正であったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与については保険料を控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月30日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与については保険料を控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月30日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

A事業所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与については保険料を控除されているにもかかわらず、年金額の計算の基礎とならない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳における保険料控除額及び賞与額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年6月30日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与について年金の記録となっていないが、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、標準賞与額の上限である150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 1624

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与について年金の記録となっていないが、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、標準賞与額の上限である150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与について年金の記録となっていないが、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、標準賞与額の上限である150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与について年金の記録となっていないが、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所から提出された源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、賞与を支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、標準賞与額の上限である150万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったとしているが、当該賞与に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月4日から22年5月31日まで
② 昭和23年6月30日から27年3月30日まで
③ 昭和30年4月1日から同年7月5日まで
④ 昭和32年4月4日から同年12月31日まで

年金記録のお知らせが届き、A社本店及びB社C工場で勤務した時の年金記録が無いことが分かり、社会保険事務所(当時)に確認したところ、脱退手当金が支払われている旨説明された。脱退手当金を受け取った記憶はないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、昭和28年4月1日と34年4月6日の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立期間①及び②に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に記載された支給金額及び資格期間はオンライン記録と一致し、申立期間②、③及び④に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生省(当時)が脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険事務所(当時)に回答したことを意味する「回答済 34. 2.18」の印が押されていることが確認できる。

さらに、申立人の脱退手当金は、いずれも通算年金制度施行(昭和36年)前に支給したこととなっている上、脱退手当金支給額も法定支給額と一致し計算上の誤りは無い。

加えて、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほか、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月1日から20年9月15日まで
A社を終戦に伴い退職したが、退職後、脱退手当金は受給していないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことが記載されており、その内容は、オンライン記録と一致している。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において脱退手当金受給資格者66人について調査したところ、36人の被保険者について支給記録を確認でき、このうちの25人が申立人と同じく昭和21年4月30日に脱退手当金を受給した記録となっていることから、申立人の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和21年4月30日に脱退手当金が支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないという主張のほかに、これを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。